

磐田市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営の基準等に関する条例施行規則新旧対照表

現行	改正案
<p>(従業者の員数)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項に規定する員数の基準は、<u>利用者の数が35</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____又はその端数を増すごとに1とする。</p> <p>(追加)</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項に規定する員数の基準は、<u>利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第13条第32号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44又はその端数を増すごとに1とする。</u></p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。</u></p>
<p>(管理者)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 管理者が<u>同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）</u></p>	<p>(管理者)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 管理者が_____他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）</p>

現行	改正案
<p>を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u></p> <hr/> <p>_____をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> <u>第4項第1号</u>の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p><u>7</u> 指定居宅介護支援事業者は、<u>第4項</u>の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) <u>第4項各号</u>に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの</p> <p>(2) 略</p> <p><u>8</u> 略</p> <p>(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p> <p>第13条 指定居宅介護支援の方針は、条例第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(追加)</p>	<p>を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第31条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）</u>をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p><u>6</u> 略</p> <p><u>7</u> <u>第5項第1号</u>の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p><u>8</u> 指定居宅介護支援事業者は、<u>第5項</u>の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) <u>第5項各号</u>に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの</p> <p>(2) 略</p> <p><u>9</u> 略</p> <p>(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p> <p>第13条 指定居宅介護支援の方針は、条例第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3)</u> <u>指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的</u></p>

現行	改正案
<p>(追加)</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 介護支援専門員は、<u>第13号</u>に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>ア <u>少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。</u></p> <p>(追加)</p>	<p><u>拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</u></p> <p>(4) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 略</p> <p>(17) 介護支援専門員は、<u>第15号</u>に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>ア <u>少なくとも1月に1回</u> _____、利用者に面接すること。</p> <p>イ <u>アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。</u></p> <p>(ア) <u>テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書</u></p>

現行	改正案
<p><u>イ</u> 略</p> <p><u>(16)</u> 略</p> <p><u>(17)</u> 第3号から第12号までの規定は、<u>第13号</u>に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。</p> <p><u>(18)</u> 略</p> <p><u>(19)</u> 略</p> <p><u>(20)</u> 略</p> <p><u>(21)</u> 略</p> <p><u>(22)</u> 略</p> <p><u>(23)</u> 略</p> <p><u>(24)</u> 略</p> <p><u>(25)</u> 略</p> <p><u>(26)</u> 略</p> <p><u>(27)</u> 略</p> <p><u>(28)</u> 略</p> <p><u>(29)</u> 略</p> <p><u>(30)</u> 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、<u>指定介護予防支援事業者</u>から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。</p>	<p><u>により利用者の同意を得ていること。</u></p> <p><u>(イ)</u> サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</p> <p><u>a</u> 利用者の心身の状況が安定していること。</p> <p><u>b</u> 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。</p> <p><u>c</u> 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。</p> <p><u>ウ</u> 略</p> <p><u>(18)</u> 略</p> <p><u>(19)</u> 第5号から第14号までの規定は、<u>第15号</u>に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。</p> <p><u>(20)</u> 略</p> <p><u>(21)</u> 略</p> <p><u>(22)</u> 略</p> <p><u>(23)</u> 略</p> <p><u>(24)</u> 略</p> <p><u>(25)</u> 略</p> <p><u>(26)</u> 略</p> <p><u>(27)</u> 略</p> <p><u>(28)</u> 略</p> <p><u>(29)</u> 略</p> <p><u>(30)</u> 略</p> <p><u>(31)</u> 略</p> <p><u>(32)</u> 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、<u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者</u>から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。</p>

現行	改正案
<p>(31) 略</p> <p>(掲示)</p> <p>第22条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項_____を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項の規定</u>による掲示に代えることができる。 (追加)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) <u>第13条第13号</u>に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録</p> <p>(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>第13条第7号</u>に規定するアセスメントの結果の記録</p> <p>ウ <u>第13条第9号</u>に規定するサービス担当者会議等の記録</p> <p>エ <u>第13条第15号</u>に規定するモニタリングの結果の記録</p> <p>(追加)</p> <p>(3) <u>第16条に規定する</u> 市町村への通知に係る記録</p> <p>(4) <u>第26条第2項に規定する</u> 苦情の内容等の記録</p>	<p>(33) 略</p> <p>(掲示)</p> <p>第22条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項<u>(以下この条において単に「重要事項」という。)</u>を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項の規定</u>による掲示に代えることができる。</p> <p><u>3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) <u>第13条第15号</u>に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録</p> <p>(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>第13条第9号</u>に規定するアセスメントの結果の記録</p> <p>ウ <u>第13条第11号</u>に規定するサービス担当者会議等の記録</p> <p>エ <u>第13条第17号</u>に規定するモニタリングの結果の記録</p> <p>(3) <u>第13条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) <u>第16条の規定による</u>市町村への通知に係る記録</p> <p>(5) <u>第26条第2項の規定による</u>苦情の内容等の記録</p>

現行	改正案
<p data-bbox="192 272 1122 336">(5) 第27条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p data-bbox="208 381 398 408">(電磁的記録等)</p> <p data-bbox="163 418 1122 815">第31条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第7条（<u>第30条</u>において準用する場合を含む。）及び第13条第28号（<u>第30条</u>において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（<u>電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</u>）により行うことができる。</p> <p data-bbox="170 823 248 850">2 略</p>	<p data-bbox="1173 272 2107 336">(6) 第27条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p data-bbox="1189 381 1379 408">(電磁的記録等)</p> <p data-bbox="1144 418 2107 740">第31条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第7条（<u>前条</u>において準用する場合を含む。）及び第13条第30号（<u>前条</u>において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録</p> <hr/> <p data-bbox="1509 783 1834 815">により行うことができる。</p> <p data-bbox="1151 823 1229 850">2 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この規則の施行の日から令和7年3月31日までの間、改正後の第22条第3項（第30条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「掲載しなければ」とあるのは、「掲載するよう努めなければ」とする。